

国際教養大学寄贈図書の受入取扱細則

平成19年8月1日
理事長決定
細則第24号

(趣旨)

第1条 この受入取扱細則は、国際教養大学図書管理細則第4条第3項の規定に基づき、国際教養大学中嶋記念図書館（以下、「当館」という。）における図書の寄贈受入に関する取扱いの基準等について定めることを目的とする。

(受入図書)

第2条 各種寄贈図書のうち、次の各号の一に該当する図書は、受け入れるものとする。

- (1) 本学の教育・研究遂行上、当館に備えておく必要があると認められる図書
- (2) 本学の沿革又は教育・研究活動を跡づける各種の図書
- (3) 本学が紹介されている図書
- (4) 本学教職員又は学生の著作物
- (5) 雑誌については、概ね1年以上まとまっているもの、又は継続的な受入が認められるもの、又は当館の欠号補充になるもの
- (6) 図書館長が特に必要と認める図書

(非受入図書)

第3条 寄贈図書のうち、前条に該当する図書であっても次の各号の一に該当するものは、原則として受け入れないものとする。

- (1) 認めがたい寄贈条件が付されている図書
- (2) 既に同一図書が所蔵されている図書（複本利用が見込まれるものは除く。）
- (3) 刊行後、相当期間経過した図書のうち、資料的価値が失われていると判断される図書
- (4) 汚損又は破損し、補修に要する費用が当該図書の取得に要する費用より高価な図書
- (5) 宗教団体・政治団体等が広報・宣伝を目的に出版した図書
- (6) 個人又は文学会等が出版する随筆・詩集・句集等のうち、学術的価値の認められない図書
- (7) 実用書や自己啓発本など明らかに実務に偏ったハウツー図書
- (8) 自費出版や自費制作などの客観性の乏しい図書

- (9) 学生から要望がほとんどない娯楽用の図書
- (10) 寄贈者の自発的意思によるものと認められない図書
- (11) 継続的寄贈が不可能な学術雑誌
- (12) その他当館蔵書としてふさわしくない図書

(寄贈手続)

第4条 図書を寄贈しようとする者は、以下の手続を経るものとする。

- (1) 寄贈しようとする図書の書誌事項を所定の申込用紙に記入し、現物とともに当館へ申し込むこと。用紙に記入しきれない場合は、別紙を作成し、申込用紙に付すこと。
- (2) 寄贈しようとする図書が10冊以上になる場合は、事前に当館に相談すること。
- (3) 受入れの可否については、当館で判断する。
- (4) 寄贈の際の送付・搬送等の費用は、寄贈者が負担する。
- (5) 受入れをしない場合、原則として当該図書は返却しない。もし返却が必要な場合は、寄贈者が返送料を負担する。
- (6) 原則としてお礼状や受領証は省略する。
- (7) 原則として配架は一般書架へ混配する。
- (8) 寄贈資料の整理に関わる費用の負担を寄贈条件として付けることがある。

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年6月24日から施行する。